

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 議案第 4号 上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 上天草市税特別措置条例及び上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第16号）
- 日程第15 議案第13号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第14号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第15号 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第16号 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第17号 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算

(第3号)

日程第20	議案第18号	令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第21	議案第19号	令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算(第3号)
日程第22	議案第20号	令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第5号)
日程第23	議案第21号	令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第24	議案第22号	令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第4号)
日程第25	議案第23号	令和3年度上天草市一般会計予算
日程第26	議案第24号	令和3年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
日程第27	議案第25号	令和3年度上天草市診療所特別会計予算
日程第28	議案第26号	令和3年度上天草市介護保険特別会計予算
日程第29	議案第27号	令和3年度上天草市斎場特別会計予算
日程第30	議案第28号	令和3年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
日程第31	議案第29号	令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第32	議案第30号	令和3年度上天草市電気事業特別会計予算
日程第33	議案第31号	令和3年度上天草市水道事業会計予算
日程第34	議案第32号	令和3年度上天草市下水道事業会計予算
日程第35	議案第33号	令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第36	議案第34号	市道路線の認定について
日程第37	議案第35号	財産の取得について
日程第38	諮問第1号	専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長	園田 一博				
1番	木下 文宣	2番	何川 誠	3番	嶋元 秀司
4番	田中 辰夫	5番	何川 雅彦	6番	宮下 昌子
7番	高橋 健	8番	小西 涼司	9番	新宅 靖司
10番	田中 万里	11番	北垣 潮	12番	島田 光久
13番	津留 和子	14番	桑原 千知	15番	西本 輝幸

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀江 隆臣	副市長	村田 一安
教育長	高倉 利孝	総務部長	宇藤 竜一
市民生活部長	水野 博之	経済振興部長	山本 一洋
企画政策部長	花房 博	建設部長	小西 裕彰
健康福祉部長	坂田 結二	教育部長	山下 正
上天草総合病院事務部長	森 千壽	水道局長	桑原 成明

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	海崎 竜也	局長補佐	山川 康興
主幹	倉橋 大樹		

---

開会 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第2回上天草市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番、嶋元秀司君、4番、田中辰夫君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

令和3年第2回上天草市議会定例会に当たり、1月18日及び2月10日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日2月17日は開

会、提案理由説明、2月26日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は、予算決算常任委員会が2月26日と3月9日の2日間、その他の常任委員会が3月2日から4日までの3日間開催することとし、一般質問は、3月5日、8日、9日の3日間行います。3月11日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は33件、その内訳は、条例8件、当初予算11件、補正予算11件、その他2件、報告1件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等、慎重に審査をし、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び審査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

**○議長（園田 一博君）** お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月11日までの23日間と決定いたしました。

### 日程第 3 諸般の報告

**○議長（園田 一博君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年12月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

### 日程第 4 行政報告

**○議長（園田 一博君）** 日程第4、行政報告。

市長から、行政報告の申出がありました。これを許します。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** おはようございます。

令和3年第2回市議会定例会の開催にあたり、12月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を御報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、市内での新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2月10日に、天草保健所と市内事業所等を巡回し、感染予防対策の徹底強化を呼びかけたところです。県独自の緊急事態宣言も明日から解除されることとなりましたが、今後も感染対策の徹底を呼びかけるとともに、市民へのワクチン接種に備え、関係機関と連携し、接種体制

を整備してまいります。

防災につきましては、毎年1月4日に実施していた恒例の上天草市消防出初式を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止と判断をいたしました。

地域情報化につきましては、2月14日から2月16日にかけて、湯島の方々へのメディアリテラシー向上を目的に、光の体験会を実施いたしました。内容としましては、Wi-Fiやウェブ会議ツールの体験など、コロナ禍における新しい生活様式につながる情報通信技術等の紹介を行ったところです。

次に、企画政策部門でございます。

八代・天草シーライン構想につきましては、熊本県が主体となった八代・天草シーライン建設促進協議会が2月2日に発足いたしました。この場において、県知事が協議会の会長、そして、県議会議長と、起点自治体である本市、そして、八代市の市長が副会長になることが決定をいたしました。今後も、市議会議員や地元経済界の方々を初め、市民の方々と一緒になって、さらなる機運醸成に努めてまいります。

宮津地区開発調査検討事業につきましては、令和2年12月10日から令和3年1月22日まで、宮津地区将来構想案に係る市民へのパブリックコメントを実施し、提出いただいた意見等を踏まえた上で将来構想を策定することとしております。

次に、経済振興部門でございます。

農業者の高齢化と担い手不足が懸念される松島町内野河内地区において、都市部の人材を積極的に受入れ、農村集落の維持や人との交流を活性化させるため、2月1日に地域おこし協力隊員の委嘱を行いました。現在、隊員は、地域の農業者の指導により、早期米の準備作業等の農作業に従事するとともに、地域イベントに参加協力をしております。

トレッキングフェスティバルにつきましては、2月6日及び7日、20日及び21日で開催することとし、準備を進めてまいりましたが、熊本県において新型コロナウイルス感染者が増加し、熊本県独自の緊急事態宣言が発せられたことから、感染拡大防止のため中止を決定いたしました。

熊本地震復興基金を活用して進めておりました天草四郎ミュージアムの映像コンテンツ更新につきましては、2月末に完成予定であり、完成後には、市内小中学生の無料招待などを計画しております。

ふるさと応援寄附金につきましては、返礼品の充実や、大都市圏へのPRなどに取組み、12月末現在で、今年度目標の7億を超えることが出来ました。

農林水産物等販路拡大につきましては、コロナ禍の中ではありますが、1月12日から2月末までの東京都文京区の飲食店10店舗において上天草フェアを開催し、上天草市特産品の販路拡大に取り組んでいます。

商工業の振興につきましては、2月1日に上天草ナナメ上プレミアム商品券事業を開始し、市内での消費を促進して、上天草の元気を取り戻すよう取り組んでいます。

海運業の振興につきましては、中北小学校と松島中学校において、海運業に関する講座を開き、

船員確保に向けた取組を行いました。

企業立地事業につきましては、1月25日に株式会社日本冷熱天草工場の増設に係る立地協定を結びましたので、操業開始に向けて、できる限りの支援に取り組んでまいります。

次に、建設部門でございます。

平成31年2月から整備を進めてまいりました松島町樋合地区の防災機能を兼ねた市道永浦樋合2号線の道路改良工事が令和3年2月末に完了し、3月に供用を開始する予定としております。また、国の第三次補正予算における防災減災国土強靱化のための5ヶ年加速化対策につきましては、市道の舗装補修事業が計画承認と交付金の内示を受けましたので、地域の安心安全な生活の確保のため当該事業を実施してまいります。

次に、市民生活部門でございます。

新型コロナウイルスの影響による地方税の徴収猶予につきましては、これまでに23件、2,755万2,300円の許可を行っております。また、国民健康保険税の減免申請につきましては、19件、424万7,300円の減免を決定しております。

次に、健康福祉部門でございます。

新型コロナウイルスの影響が続く中、生活がさらに厳しくなると予想されるひとり親世帯の生活を支援するため、1世帯当たり5万円、第2子以降、1人につき3万円を給付するひとり親世帯臨時特別給付金基本給付の再支給につきましては、1月末現在261世帯に1,755万円の給付を完了しました。

最後に、教育部門でございます。

市内小中学校の卒業式につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、感染対策を徹底し、卒業児童、生徒、保護者、教職員を中心に時間を短縮して行うこととし、来賓への出席依頼は行わないことといたしました。児童生徒の新たな門出となる大切な行事ではございますが、市議会議員の皆様を初め、関係者の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

学校教育施設の整備につきましては、松島中学校、姫戸中学校、龍ヶ岳中学校の3校で実施していた屋内運動場非構造部材の落下防止工事が完了いたしました。本事業は、屋内運動場のバスケットボールゴールや照明器具、壁かけ時計等の落下防止を行う工事で、平成30年度から計画的に実施し、3年目である本年度の工事が終了したことで、全ての小中学校の対策が完了いたしました。これにより、児童生徒の安心安全な学校生活が確保されるとともに、災害時等の避難所としても安全に活用されることが見込まれます。

新大矢野図書館等の整備につきましては、現在、実施設計業務及び天草四郎公園の樹木の伐採工事を行っており、4月から同公園の崖地の法面補強を含めた造成工事に取り組んでまいります。

大矢野総合グラウンド改修工事につきましては、グラウンドの排水整備等が完了し、現在芝の張り替えを行っています。今後は、ジョギングコース等を整備を行い、令和3年度内の完成に向け、工事を進めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（園田 一博君）** これで、行政報告は終わりました。

---

#### 日程第 5 施政方針説明

**○議長（園田 一博君）** 日程第5、施政方針説明。

市長から、施政方針説明の申出がありました。これを許します。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 令和3年第2回市議会定例会の開会に当たりまして、施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、大都市圏への緊急事態宣言や、熊本県独自の緊急事態宣言の発令など、その終息は見通せない状況にあります。本市におきましても、国県による不要不急の外出自粛や、時短営業の要請、イベント等の自粛により、市民の皆様を初め、観光業や飲食業に限らず様々な業種に大きな影響が出ております。このような状況にあつて、新しい生活様式の実践、市におきましては、行政サービスのデジタル化やオンライン化、マイナンバーカードの普及促進など、この未曾有の事態を最大のチャンスと捉え、国のコロナ対策予算を活用し、3密対策とあわせて、業務の効率化と住民サービスの向上に努めてまいります。

また、本年2月中旬から始まるワクチン接種について、接種体制の確保を国県と連携して進めてまいります。市民の皆様におかれましても、引き続き感染予防対策に御協力をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の問題は、まさに喫緊の課題です。感染防止対策を講じるとともに、地域経済を回復させるため、第2期上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略による取組等を推進し、魅力あるまちづくりをさらに進めてまいります。

また、国土強靱化や国連で採択をされた持続可能な開発目標SDGsの考え方を盛り込みながら、市民の安全安心や暮らしやすさの充実に努めてまいります。

さて、来年度の地方財政計画においては、地方一般財源総額が確保され、地方税等が3.6兆円の減少となる中で、地方交付税総額も確保をされました。しかしながら、本市においては、自主財源に乏しく、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収は1億3,000万円程度、5%強の減収が見込まれ、歳入全体の約4割を占める地方交付税についても、人口減少の影響による減額が見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。令和2年度に策定した第4次行政改革実施計画に基づく取組を推進するとともに、合併特例債や緊急防災減災事業債、国において検討されている新過疎法の動向等を踏まえ、国の財政支援を有効に活用し、健全財政の堅持に引き続き努めてまいります。

令和3年度の予算編成に当たっては、終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症に係る事業費の増加や市税等の減収により、一層厳しさを増す財政状況を乗り切るため、確実な歳入確保に努めるとともに、全ての事務事業を徹底検証し、限られた財源を重点かつ効果的に活用する

こととしました。その結果、令和3年度一般会計歳入歳出予算総額は、178億273万5,000円となり、前年度比マイナス2.3%、4億1,722万3,000円の減となりました。令和3年度の主な施策につきましては、各部門の方針の中で御説明申し上げます。

まず、総務部門でございます。

第4次行政改革実施計画に基づき、多様化する行政課題に対応した部課等の統廃合及び平準化並びに組織再編に伴う業務の移管、事務の一元化により、業務の効率化及び業務量の平準化を図るため、令和3年度の組織改正を行うこととしました。

主なものとしましては、企画政策部において、行政のデジタル化による住民サービスの向上や、行政事務の効率化等を図るため、デジタル政策の受皿となるDXデジタルトランスフォーメーションを所管する行革デジタル戦略課を創設し、デジタル政策を推進するとともに、行政改革とデジタル政策を直接連動させることで生産性を高めてまいります。

また、総務部においては、危機管理業務の集約化を図るため、新型コロナウイルス感染症対策課を廃止するとともに、新型コロナウイルス感染症対策課と危機管理情報課の防災系の業務を統合した危機管理防災課を新設し、同課内に新型コロナウイルス感染症対策室を設置することとしております。

さらに、健康福祉部においては、子育て世帯へのよりきめ細やかな行政サービスの提供と、さらなる子育て支援の充実を図るため、福祉課内の子育て支援係を子育て支援課として新設し、市民生活部においては、窓口業務に係る権限を統一するため、生活環境課の市民福祉係を市民課へ統合することにより、市民福祉係を大矢野窓口センターとするとともに、生活環境課の環境衛生係を環境衛生課として再編することとしております。

公共施設のマネジメントにつきましては、上天草市公共施設等総合管理計画に基づき、施設総量の減量化に向けて、不要になった施設の解体を進めつつ、施設の統合化、集約化などを引き続き推進してまいります。

また、市の行政運営上、不要な跡地や建物は積極的に売払い、または、貸付けを行うなど、市有財産の有効な活用を図ってまいります。

防災につきましては、昨年7月に大雨特別警報が発表され、各地域において大規模な自然災害が発生をしました。本市としましても、近年の激甚化する自然災害の発生状況を鑑み、令和3年度においても、災害対策本部の図上訓練、または、総合防災訓練などを実施するとともに、自主防災組織の自主運営による避難所の拡充を図り、地域の身近な避難所とすることで、市民の安心、市民の安全を確保したいと考えております。

なお、昭和47年の7月6日、上天草市で発生した天草大水害から50年の節目を迎えようとしている中で、甚大な被害をもたらした天草大水害の記憶を風化させないことを目的として、市民の防災に対する意識向上につなげるため、防災祈念式典を本年6月に実施をいたします。

消防につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層図る必要があることから、引き続き基本団員、機能別団員及び女性消防隊員の確保に努めるとともに、消防設備につき



ましても、小型ポンプ付積載車等を令和2年度から5年間で集中的に更新するなど充実を図ってまいります。

地域情報化につきましては、令和元年度から総務省の高度無線環境整備推進事業を活用し、デジタルディバイド解消に向け、天草ケーブルネットワーク株式会社と連携し、令和3年度中には、上天草市全域への超高速ブロードバンド整備を行い、上天草市のデジタル化をより一層進めてまいります。

次に、企画政策部門でございます。

地方創生の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークなどの新たな働き方が推進され、地方への関心が高まる中、本市への移住相談数も増加しております。この機運に乗じて、定住人口増加に向けた取組として、ワーケーション等の推進を積極的に展開してまいります。

また、令和2年3月に策定した第2期上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の理念のもと、市民がもっと上天草市を好きになってもらうための施策として、姫戸地域、龍ヶ岳地域において、地域の活性化につながる新たな取組を、引き続き市と一体となって進めてまいります。

議会から、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して要望いただいた新たな過疎対策法の制定については、国において準備が進められており、本市としましては、過疎対策法の内容を踏まえ、令和3年度中に新たな過疎計画を策定することとしております。

八代・天草シーライン建設構想につきましては、令和3年2月に、熊本県知事が会長となる八代・天草シーライン建設促進協議会が発足しました。本構想の推進をさらに加速させるため、県や関係自治体と連携し、国に対する要望活動を強化するとともに、市民の皆様と一緒に機運醸成を図ってまいります。

次に、経済振興部門でございます。

農林水産業の振興につきましては、国、県の制度や補助金等を活用した生産基盤の強化や担い手の育成に向けた支援に取り組めます。地域農業の担い手対策につきましては、新規就農者の確保や地域担い手への農地集積を促進するため、農業次世代人材投資事業や人農地プランなどの制度を推進するとともに、新たな生産技術の導入に向けた各種農業者団体への研修などによる担い手を確保及び育成に努めてまいります。

農地基盤整備につきましては、大矢野町京の島地区の県営基盤整備事業が令和元年度から工事に着手しており、令和4年度末の事業完了に向け、熊本県と連携して事業の推進に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、農地への電柵設置及び狩猟免許取得の支援を継続するとともに、地元猟友会との連携による捕獲用箱罠の設置を進めるなど、農作物への被害軽減の対策に努めてまいります。

林業振興につきましては、森林経営管理法に基づき、令和2年度から開始した手入れがなされていない民有人工林の所有者への森林経営管理に関する意向調査を継続して実施し、その状況を

把握し、除間伐の促進などを図ることで森林の適切な管理と林業の成長産業化に取り組んでまいります。

松くい虫の被害拡大防止としましては、引き続き、健全な松林には、薬剤散布により防除を実施するとともに、被害を受けた松林には、徹底した倒伐薬剤処理を実施し、森林保全や景観整備に努めてまいります。

水産振興につきましては、水産資源の減少や漁業者の高齢化に伴う漁獲の減少対策として、漁協等関係団体と連携して、クルマエビ、タイ、ガザミなどの種苗放流のほか、市内小中高生を対象に、魚食普及に向けたお魚料理教室を継続して実施してまいります。

また、漁港施設においては、水産物供給基盤機能保全事業として、牟田漁港及び鷺ノ浦漁港の機能保全工事2か所を実施してまいります。今後も計画的な機能保全工事等を実施し、施設の機能回復保全することで、施設利用者が安心安全に利用できるよう施設の整備に努めてまいります。

港湾施設においては、上天草港江樋戸港区改修工事を継続して実施し、施設の利便性の向上及び安全性の確保を図ってまいります。

農林水産物の販路拡大ブランド化及び6次産業推進につきましては、生産者や事業者、上天草物産館さんばーとの連携をさらに強めて、上天草ブランド認証品を中心に上天草市産品のブランド力を高め、全国及び海外に上天草ブランドを売り込んでまいります。並行して、上天草物産館さんばーを上天草市産品の販売の核とするために、市内事業者と都市圏及び市外バイヤー、飲食店等との取引を仲介する地域商社化を進め、物産館のさらなる魅力アップを図ります。

観光振興につきましては、昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動自粛により、観光客が大幅に減少しました。落ち込んだ市内観光事業の回復のため、国のGOTOトラベル事業等の終了後、継続的に本市へ観光客を誘致できるよう、これらのタイミングを注視しながら、誘客事業の準備を行ってまいります。

また、新しい生活様式に対応した観光スタイルの変換が求められる中、ワーケーションや、これまで推進してきたアウトドアツーリズムをさらに進めてまいります。特に、サイクルツーリズムについては、市内の観光スポットや飲食店等分散して周遊できるイベントを開催するなど、個人やファミリー層をターゲットにした取組を行ってまいります。

天草四郎ミュージアムについては、これまで地方創生交付金を活用した事業と、令和2年度に完成する新しい映像コンテンツを軸に、施設のPRを行い、入館者をコロナ禍以前の水準に戻すよう努めてまいります。

地場産業の育成支援につきましては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響と市内経済事業者の状況の把握に努め、国県の動向を注視しつつ、市内事業所等への支援を検討してまいります。労働力不足が深刻化している業種等については、上天草市ふるさとハローワークの活用推進や、企業合同説明会を開催し、地元企業への就職を促進します。

また、商工会や金融機関と連携した上天草市小規模事業者支援ネットワークの取組を強化して、操業支援や事業者の事業継続、拡大の支援に取組み、消費の流出を抑え、市内循環を守るこ

と観光客等からの外貨の獲得を実現して市内経済の好循環を目指します。

海運振興対策事業につきましては、引き続き、上天草市海運業次世代人材育成推進協議会を中心に、船員の確保の取組を進め、本市の基幹産業である海運業の振興を図ります。

企業立地事業につきましては、企業立地に必要な基本情報を整理し、熊本県企業立地課や既存誘致企業と連携し、新たな雇用の場を生み出す企業進出を模索します。並行して、上天草市誘致企業連絡協議会への活動を継続し、誘致企業との良好な関係を維持して、各社の事業継続拡大を支援してまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、令和3年度の目標を7億円とし、これまでの寄附状況を分析し、市内事業者と協力して魅力ある返礼品やサービスの拡充等効果的なPR活動に取り組んでまいります。

次に、建設部門でございます。

継続して取り組んでおります市道舗装補修事業につきましては、一部国の社会資本整備交付金事業として承認されたことにより、当該交付金を活用しながら、引き続き、重点事業として事業を実施し、安全性や利便性の向上に努めてまいります。

市道の道路改良事業につきましては、平成27年度から実施してきました市道古野賤之女線道路改良交付金事業が令和3年度に事業完了を予定しております。また、市道馬建青年の家1号線及び市道高戸樋島線につきましては、令和3年度に測量及び詳細設計業務を国の交付金を活用して実施し、今後の事業の早期完了に努めてまいります。

橋梁補修につきましては、令和2年度に工事を着手しました長大橋であります野釜大橋の補修工事を、道路メンテナンス補助金事業において、引き続き整備を行ってまいります。あわせて、橋梁点検において補修が必要であると判断されたそのほかの橋梁についても、当該補助金を活用しながら、順次、補修工事を進めてまいります。

また、通学路等の安全対策として、交通安全プログラムに示された対策事業を国の交付金を活用し、実施してまいります。

熊本県が実施している熊本天草幹線道路の大矢野道路につきましては、令和3年度から事業用地の用地買収に取り組むこととされておりますので、大矢野道路の事業進捗に向けて、市としても必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

公共下水道事業につきましては、平成4年の供用開始から29年が経過し、老朽化が進んでいる処理場、汚水管路等の施設で、改修が必要な箇所について、上天草市下水道ストックマネジメント計画に基づき、順次実施し、あわせて施設の耐震化を行うことで持続可能な下水道事業の運営に努めてまいります。

浄化槽設置補助事業につきましては、合併浄化槽と比べ、環境負荷が高い既存の単独処理浄化槽や、汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換を推進し、現在県内で下位に位置する汚水処理人口普及率の向上につなげてまいります。

空き家対策事業につきましては、上天草市空き家等対策計画に基づき、空き家の所有者へ適切

な管理を促すとともに、空き家の利活用の推進や、上天草市老朽危険空き家等除去促進事業等を活用した解体などを進めています。今後も、空き家を増やさない、老朽化させない、空き家を活用するを目標に上げ、危険な空き家については、特定空き家等への認定、危険回避を促す指導、勧告等を実施し、安心安全なまちづくりを図ってまいります。

民間住宅の耐震化につきましては、社会資本整備総合交付金等を活用した耐震化事業の周知を行い、市民の皆様が安心して暮らせる住まいづくりを支援してまいります。

市営住宅事業につきましては、上天草市公営住宅長寿命化計画の見直しを行うとともに、東浦団地等の改修工事を実施し、入居者の方が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

次に、市民生活部門でございます。

環境衛生業務につきましては、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後10年間の第2次上天草市環境基本計画を策定しました。本市のすばらしい自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、各種の施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

温暖化対策につきましては、第2次上天草市地球温暖化対策事業対策実行計画に基づき、市の業務における温室効果ガスの排出量の削減などを率先して図るほか、低炭素社会の実現に向け、様々な機会を通して啓発活動を行い、市民、事業者、行政が一体となった取組を実施してまいります。

ごみ処理対策につきましては、環境負荷の低減を図り、持続的な発展を可能とする循環型社会の実現を目指し、さらなるごみの減量化を推進するため、各種団体、小中学校などを対象に出前講座を開催するなど、意識改革に取り組んでまいります。

あわせて資源物の分別や食品ロスの削減に向けた啓発を行うとともに、新たな取組を行う取組を検討するなど、ごみの資源化、減量化に努めてまいります。また、ごみ処理行政の効率化及びごみ処理の広域化を図るため、天草圏域内の5施設を統合し整備する新ごみ処理施設整備計画が、令和9年4月の供用開始を目指し、進められております。新ごみ処理施設が完成した場合、本市からの運搬距離が長くなり、運搬コストの増加、住民サービスの低下などが懸念されるため、中継施設整備を含めた収集運搬体制の検討を行ってまいります。

海洋ごみ対策につきましては、海岸清掃等のボランティア活動に対する支援を行うとともに、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、海岸漂着ごみ、漂流ごみ等の回収、発生防止に取り組んでまいります。

証明書等コンビニ交付サービス事業につきましては、コロナ禍においての3密防止対策と市民サービスの利便性向上を図るものとして、供用開始を令和3年9月1日と設定し、システムの構築に努めてまいります。これにより、国内の主要なコンビニエンスストアで、住民票、印鑑証明書等の各種証明書の取得が可能となることから、マイナンバーカードの利便性を周知するとともに、カードの取得率の向上に努めてまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

子ども子育て支援につきましては、第2期上天草市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世帯に対して、よりきめ細やかなサービスと、さらなる子育て支援の充実を図ってまいります。

要保護児童対策につきましては、児童虐待の早期発見、適切な保護及び支援を図るため、相談対応の技術の向上に努めるほか、関係機関との適切な連携のもと、情報や考え方を共有し、要保護児童の支援を行ってまいります。

障害福祉につきましては、第3期上天草市障がい者計画及び本年3月に策定する第6期上天草市障がい福祉計画、第2期上天草市障がい児童福祉計画に基づき、本市における障害者及び障害児の生活実態やニーズ等を踏まえた上で、身近な地域において必要な日常生活、または、社会生活を営むための支援を受けることができるよう計画を推進してまいります。

生活保護の適正な執行につきましては、生活保護受給者に対し、生活習慣病の発病予防及び重症化対策を中心とした、きめ細やかな健康管理に関する支援を実施し、生活保護受給者の自立と医療扶助の適正実施を図ってまいります。

特定健診につきましては、本市の国民健康保険の疾病状況において、生活習慣病が多くを占めていることから、健康診断による早期発見、早期治療につなげるためにも、特定健診の受診勧奨に力を入れ、さらなる市民の健康づくりの推進を図ってまいります。

健康ポイント事業につきましては、健康づくりへの意識を高めるきっかけづくりと健康受診行動の定着を目指し、引き続き実施してまいります。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草については、行政と指定管理者において、それぞれ役割を十分に果たしながら、施設の長寿命化を目指し、市民に憩いの場と交流の場を提供し、健康福祉の増進及び観光産業の振興に努めてまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、上天草市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者の皆様が住みなれた地域で健康に安心して暮らせることができるよう、事業を実施してまいります。高齢者を含む地域住民が生活支援や地域の支え合い活動に取り組む生活支援体制整備について、令和2年度から委嘱している地域おこし協力隊員の活用により、有償無償の生活支援ボランティア活動の立ち上げ支援を進めてまいります。

また、介護予防の推進につきましては、地域の自主的な介護予防活動である通いの場事業を、引き続き進め、新たな通いの場の立ち上げや活動の継続ができるよう支援してまいります。

次に、教育部門でございます。

教育委員会におきましては、令和3年4月に上天草市第3期教育振興基本計画を新たに策定します。本市の教育の振興を図るために定める基本的な計画で、今後5年間の教育を目指すべき方向性や、取り組むべき施策について定めるものです。なお、基本理念を、ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくりとし、今後、様々な施策を展開してまいります。

学校教育につきましては、学びを支える教育環境の充実を目標に、安心安全な学校施設の整備充実に向けてまいります。具体的には、上小学校普通教室棟の改築や、上小学校、中北小学校、

今津小学校の体育館改修など、施設マネジメント計画に基づく施設の改築や改修事業を適切に進めてまいります。

また、国のギガスクール構想の実現を目標とし、令和2年度までに整備した高速無線LANや電子黒板、タブレットなど、学校ICT施設整備の活用を推進することにより、子供たちの学力向上はもとより、誰一人取り残されない学校教育の実現に向けて、その活用を加速させます。

また、支援が必要な児童生徒への対応につきましては、いじめ問題アドバイザーやスクールソーシャルワーカー及び関係機関と連携することにより、不登校、児童生徒の減少、未然防止策に努めるとともに、引き続き、特別支援学級の設置や就学援助等の支援を行いながら、細やかな支援を行ってまいります。

なお、学校だけでは対応出来ない様々な課題や、子供たちを取り巻く環境の変化に対し、学校運営協議会制度を活用することにより、学校、家庭、地域との協働連携による学びを支える教育環境の充実を実践させ、上天草市の未来を担う子供たちの生きる力と上天草市を愛する心を育み、郷土に誇りを持ち、社会をたくましく生き抜く人材を育成してまいります。

社会教育につきましては、生涯学習の推進による地域の活性化と個性豊かな地域文化の振興を目的に、地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動を推進し、地域と学校の連携協働により地域の教育力の向上を図るとともに、学習支援として地域未来塾を引き続き実施してまいります。

また、大矢野図書館等の整備につきましては、現在施設の建築工事発注に向け、実施設計を行っており、工事費の予算を6月定例会に提案する予定としております。令和5年度の供用開始に向け整備を進めてまいります。

スポーツ振興につきましては、大矢野総合スポーツ公園グラウンドの改修工事が令和3年度内に完了します。完了後は、当該施設を有効活用し、地域スポーツの振興及び各種大会や合宿等の誘致に取り組んでまいります。また、松島総合運動公園子供広場につきましては、老朽化による遊具を撤去し、児童向け大型遊具や幼児向けの複合遊具を設置することによって、子供や保護者が安心して利用できる広場となるよう整備を進めてまいります。

なお、天草パールラインマラソン大会については、第50回の記念大会となることから、参加されるランナーや市民の皆様の方に残る大会となるよう取り組んでまいります。

最後に、水道部門でございます。

主な事業としまして、大矢野町の中央配水池構築工事、松島町合津地区老朽管布設替工事、大道地区老朽管布設替工事及び漏水対策工事を実施します。また、アセットマネジメント経営戦略作成業務委託及び企業会計システム再構築等をあわせて行うことで、経営基盤の強化と安心安全な水の安定供給に努めてまいります。

以上、今後も新型コロナウイルス感染症対策と市民生活及び地域経済の回復に全力で取り組むとともに、本市が将来にわたって活力ある地域社会として発展し、市民の皆様が安心して暮らすことができるよう、職員一丸となって取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに市議会議員

各位におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げて、施政方針の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（園田 一博君） これで、施政方針説明は終わりました。

---

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 6  | 議案第 4号  | 上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について   |
| 日程第 7  | 議案第 5号  | 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 8  | 議案第 6号  | 上天草市税特別措置条例及び上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 9  | 議案第 7号  | 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 10 | 議案第 8号  | 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 9号  | 上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第16号）   |
| 日程第 15 | 議案第 13号 | 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）  |
| 日程第 16 | 議案第 14号 | 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）   |
| 日程第 17 | 議案第 15号 | 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）  |
| 日程第 18 | 議案第 16号 | 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）  |
| 日程第 19 | 議案第 17号 | 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）  |

- 日程第20 議案第18号 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第21号 令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第22号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第23号 令和3年度上天草市一般会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和3年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第27 議案第25号 令和3年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和3年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和3年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和3年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和3年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和3年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和3年度上天草市下水道事業会計予算
- 日程第35 議案第33号 令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第36 議案第34号 市道路線の認定について
- 日程第37 議案第35号 財産の取得について

**○議長（園田 一博君）** 日程第6、議案第4号から日程第37、議案第35号までの以上32件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 今定例会に提案をいたします議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定についてなど、条例議案8件、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第16号）などの予算議案22件、市道路線の認定についてなどのその他議案2件を提出しております。

各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、執行部から、順次、議案内容の説明を求めます。

まず、議案第4号及び議案第5号を、総務部長。

**○総務部長（宇藤 竜一君）** おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第4号、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人口減少、新型コロナウイルス感染症などの影響により、社会経済情勢が悪化する



る中、本市の健全な財政運営を維持するため、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間、市長の給料月額を20%、副市長及び教育長の給料月額を10%減額することを定めるものでございます。また、あわせて、この期間に支給される期末手当の額を、市長にあつては20%、副市長及び教育長にあつては10%減額することを定めるものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしており、また、令和4年3月31日限りで失効することとしております。

提案理由といたしましては、人口減少、新型コロナウイルス感染症などの影響により、社会経済情勢が悪化する中、本市の健全な財政運営を維持するため、市長、副市長及び教育長の給与を減額する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。あわせて、説明資料1ページをお願いいたします。

議案第5号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、令和3年度における行政のデジタル化を推進し、市民の利便性の向上、行政事務の効率化等を図る観点から、デジタル政策と行政改革を直接連動させ、生産性を高める必要があることから、企画政策部内に専門の部署を創設するため、上天草市行政組織条例のほか、1本の条例の規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、本則の上天草市行政組織条例第2条において、総務部所掌の高度情報化に関する事務を企画政策部に移管し、同部所掌とし、新たに行政改革の事務を設けるものでございます。附則においては、本則の上天草市行政組織条例第2条の改正規定に伴い、上天草市行政改革推進委員会設置条例に基づく上天草市行政改革推進委員会の庶務を企画政策部が行うこととするものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、市民の利便性の向上、行政事務の効率化等を図ることを目的として、行政のデジタル化及び行政改革を一体的に推進する部署を創設するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第6号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。あわせて、説明資料の3ページをお願いいたします。

議案第6号、上天草市税特別措置条例及び上天草市工場等設置条例、設置奨励条例の一部を改正する条例について御説明いたします。この条例は、上天草市税特別設置条例及び上天草市工場等設置奨励条例において引用しております地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤

強化に関する法律の条例条番号の変更などに伴い、それぞれ条例の規定の整理を行うものでございます。

提案理由といたしましては、中小企業の事業継承の促進のための中小企業による事業継承の円滑化に関する法律等の一部改正する法律の施行による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第7号から議案第10号まで4件を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長（坂田 結二君）** おはようございます。よろしく願います。

議案書5ページをお願いいたします。あわせて説明資料の6ページをお願いいたします。

議案第7号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地域密着型サービス事業に関して、国が定める省令の一部改正を踏まえ、高齢者虐待防止の推進や、感染症、または、災害が発生した場合における業務継続計画の策定等必要な規定を整備するものでございます。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

続きまして、議案書24ページをお願いいたします。あわせて説明資料の45ページをお願いいたします。

議案第8号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地域密着型介護予防サービス事業に関して、国が定める省令の一部改正を踏まえ、高齢者虐待防止の推進や、感染症、または、災害が発生した場合における業務継続計画の策定等必要な規定を整備するものでございます。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

続きまして、議案書33ページをお願いいたします。あわせて説明資料の63ページをお願い

いたします。

議案第9号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、指定介護予防支援等事業に関して、国が定める省令の一部改正を踏まえ、高齢者虐待防止の推進や、感染症、または、災害が発生した場合における業務継続計画の策定等必要な規定を整備するものでございます。

提案の理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書38ページをお願いいたします。あわせて説明資料の68ページをお願いいたします。

議案第10号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、指定居宅介護支援等事業に関して、国が定める省令の一部改正を踏まえ、高齢者虐待防止の推進や、感染症、または、災害が発生した場合における業務継続計画の策定等必要な規定を整備するものでございます。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第11号を、教育部長。

**○教育部長（山下 正君）** おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書44ページをお願いいたします。あわせて説明資料76ページをお願いいたします。

議案第11号、上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この基金事業は、上天草市と市内事業者等が相互に連携し、原資となる基金を積立て、上天草市が実施する奨学金の返還を支援することで若者の市内における定住を促進し、将来を担う人材の育成を図るものでございますが、平成31年度から助成を開始し、現在まで活用がされていない状況でございます。そこで、奨学金制度には、本市の奨学金のほか、日本学生支援機構や熊本県等が実施する利用者が多い奨学金の制度があることから、本市の奨学金に限らず、返還の支援

の対象となる奨学金を拡充することで、この基金を、より効果的な財源として活用するため、この条例により、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、第1条の趣旨において、返還の支援の対象となる奨学金に、その他の奨学金として、他制度による奨学金を追加するものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、返還の支援の対象となる奨学金を拡充することで、上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金を、より効果的な財源として活用するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時09分

**○議長（園田 一博君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第12号を、総務部長。

**○総務部長（宇藤 竜一君）** よろしく願いいたします。

議案書45ページをお願いいたします。

議案第12号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第16号）について御説明いたします。皆さんの御手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。なお、事業費確定に伴う1,000万円以下の減額、100万円以下の増額の補正及び職員給与等の人件費につきましても、説明を省略させていただきます。また、歳入歳出予算のうち、実績に合わせた扶助費の減額につきましても説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ7億9,977万円を減額し、歳入歳出予算総額を237億6,576万9,000円とするものでございます。

6ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費の補正は、15（款）総務費、10（項）総務管理費、勤怠管理システム等導入事業のほか36件、合計13億5,446万4,000円を令和3年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

8ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為の補正は、行財政情報サービス利用料のほか31件の債務負担行為について、限度額を3億5,178万円とするものでございます。

10ページを御覧ください。

第4表の地方債の補正は、災害復旧事業債を4,270万円減額するなど、起債限度額の合計を30億1,708万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

13ページを御覧ください。

10(款)市税、15(項)固定資産税は3,500万円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目)固定資産税において、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入が一定程度減少した方の固定資産税について、徴収猶予による現年課税分の家屋分を1,856万円、また、滞納繰越し分1,200万円を減額するものでございます。

10(款)市税、40(項)入湯税は1,062万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目)入湯税において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、入湯客数が見込みを下回ったことから減額するものでございます。

15(款)地方譲与税、30(項)森林環境譲与税は324万7,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)森林環境譲与税において、譲与額が確定したことから増額するものでございます。

25(款)10(項)地方消費税交付金は、1億1,748万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目)地方消費税交付金において、交付額が確定したことから、一般財源分を4,332万8,000円、社会保障財源分7,415万5,000円を減額するものでございます。

14ページを御覧ください。

65(款)国庫支出金、10(項)国庫負担金は、8,438万9,000円の減額でございます。主なものとしまして、20(目)災害復旧費国庫負担金において、令和2年5月豪雨で被災した市道蔵々千束線等が、災害査定等により事業費が減額したことから、公共土木施設災害復旧費負担金3,884万円を減額するものなどでございます。

17ページを御覧ください。

65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は5,604万7,000円の減額でございますが、このうち増額する主なものとしまして、40(目)教育費国庫補助金において、中学校の新型コロナウイルス感染予防対策に係る学校保健特別対策事業費補助金136万8,000円を増額するものなどでございます。

70(款)県支出金、10(項)県負担金は3,474万1,000円の減額でございます。主なものとしまして、10(目)民生費県負担金において、国民健康保険基盤安定負担金を実績見込みにより1,453万3,000円を減額するものなどでございます。25(目)災害復旧費県負担金において、令和2年5月の豪雨により被災した大矢野町上大手原地区農道等が災害査定等により事業費が減額したことから、農地等災害復旧事業補助金1,458万4,000円を減額するものなどでございます。

18ページを御覧ください。

70(款)県支出金、15(項)県補助金は2億302万7,000円の減額でございますが、増額す

る主なものとしまして、10（目）総務費県補助金において、高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金の交付額が確定したことから、109万1,000円を増額するものなどがございます。15（目）民生費県補助金において、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金6,507万3,000円、熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,510万2,000円は、いずれも応募事業者がなかったことから減額するものなどがございます。

20ページを御覧ください。

50（目）災害復旧費県補助金において、令和2年7月4日からの豪雨により、球磨川等から本市の漁港に漂着した流木等の回収及び処分を行う災害関連緊急大規模漂着物等処理対策事業の事業費が確定したことから、補助金4,736万円を減額するものなどがございます。

21ページを御覧ください。

75（款）財産収入、15（項）財産売払収入は2,538万2,000円の減額でございます。内訳といたしまして、10（目）不動産売払収入において、災害集団移転地に係る不動産売払額が確定したことから減額するものがございます。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金、10（目）財政調整基金繰入金1億1,859万9,000円の減額は、歳出予算との調整によるものがございます。

22ページを御覧ください。

95（款）諸収入、35（項）雑入は326万8,000円の増額でございます。主なものとしまして、15（目）雑入において、平成24年度及び平成25年度の森林整備地域活動支援交付金事業の間伐作業が一部未施工であったことが判明したことから、森林組合からの返還金261万4,000円を増額するものなどがございます。

23ページを御覧ください。

99（款）10（項）市債は9,310万円の減額でございます。主なものとしまして、50（目）災害復旧事業債において、充当事業の実績等により、道路災害復旧事業単独分を6,160万円減額する一方、道路災害復旧事業の設計委託料が起債対象となったことから、同事業補助分2,590万円、漁業施設災害復旧事業補助分についても、同様の理由により420万円を増額するものなどがございます。

24ページを御覧ください。

55（目）過疎対策事業債において、橋梁補修補助事業の国庫補助金額の決定に伴い、120万円を増額するものなどがございます。75（目）合併特例債において、国の第三次補正予算成立に伴い、県が実施する道路整備事業の負担金220万円、海岸保全事業の負担金390万円、港湾整備事業の負担金530万円を増額する一方、牟田体育館解体事業の実績等により4,330万円を減額するものなどがございます。

25ページを御覧ください。

100（目）緊急しゅんせつ推進事業債において、龍ヶ岳町の下貫川等のしゅんせつ事業を150万円増額するものがございます。101（目）公共事業等債において、漂着物等処理対策事

業の実績等により4,260万円を減額するものでございます。102（目）減収補填債において、市たばこ税、地方消費税交付金及びゴルフ場利用税交付金について、標準税収入額から税収見込額を控除して算出した減収見込額分6,650万円を計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

27ページを御覧ください。

15（款）総務費、10（項）総務管理費は1億2,966万6,000円の減額でございます。主なものとしまして、10（目）一般管理費において、市内事業者が新型コロナウイルス感染症の飛沫感染対策として実施する備品購入、施設の設置、施設の改修等に係る経費に対する補助金の確定により、3,906万3,000円減額するものなどでございます。

29ページを御覧ください。

30（目）財産管理費において、災害集団移転地の不動産鑑定評価を行い、払下げ価格が確定したことから、財産処分に係る補助金返還金1,903万7,000円を減額するものなどでございます。

34ページを御覧ください。

20（款）民生費、10（項）社会福祉費は1億3,727万1,000円の減額でございます。主なものとしまして、10（目）社会福祉総務費において、国民健康保険基盤安定繰出金の確定に伴い、国保会計保険基盤安定繰出金2,384万7,000円を減額するものなどでございます。

36ページを御覧ください。

25（目）老人福祉費において、上天草市介護基盤緊急整備特別対策事業補助金6,507万3,000円、上天草市介護施設開設準備経費助成事業補助金1,510万2,000円は、いずれも応募事業者がなかったことから減額するものなどでございます。

39ページを御覧ください。

25（款）衛生費、10（項）保健衛生費は、790万1,000円の減額でございますが、そのうち増額するものとしたしまして、30（目）環境衛生費において、斎場特別会計における財源不足分299万3,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

43ページを御覧ください。

35（款）農林水産業費、15（項）林業費は588万7,000円の減額でございますが、そのうち増額するものとしたしまして、15（目）林業振興費において、歳入の森林整備地域活動支援交付金事業返還金の説明のとおり、間伐作業が計画期間内に一部未施工であったことから、返還金196万1,000円を増額するものなどでございます。

44ページを御覧ください。

25（目）漁港建設費において、湯島漁港機能保全計画策定見直し業務委託料について、点検項目の追加があったことから、789万4,000円増額する一方、千束漁港海岸堤防等老朽化対策長寿命化計画策定業務委託料について、令和元年度繰越予算を活用して実施したことから、1,610万円を減額するものなどでございます。

46ページを御覧ください。

40(款)10(項)商工費は967万6,000円の減額でございますが、そのうち増額するものとして、20(目)観光費において、天草四郎ミュージアム特別会計における財源不足分1,493万9,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

47ページを御覧ください。

45(款)土木費、15(項)道路橋梁費は50万1,000円の増額でございます。内訳として、15(目)道路新設改良費において、市道古野賤之女線の用地買収費170万円、単県道路改良事業及び単県側溝整備事業の令和3年度施工箇所の一部前倒しにより230万5,000円を増額するものなどがございます。20(目)橋梁維持費において、社会資本整備総合交付金の交付対象事業の進捗を図るため、野釜大橋補修工事440万円を増額するものなどがございます。

45(款)土木費、20(項)河川費は62万2,000円の減額でございますが、そのうち増額するものとして、10(目)河川管理費において、令和2年度国の第2次補正予算により、県が建設海岸事業を前倒しして実施することから、市の負担金415万円を増額するものでございます。

45(款)土木費、25(項)港湾費は557万5,000円の増額でございます。内訳として、15(目)港湾建設費において、令和2年度国の第2次補正予算により、県が港湾施設の無線機器の更新等を前倒しして実施することから、市の負担金を増額するものでございます。

48ページを御覧ください。

45(款)土木費、30(項)都市計画費は3,449万9,000円の減額でございます。主なものとして、10(目)都市計画総務費において、戸建て木造住宅耐震化支援事業について、申請がなかったことから、補助金1,120万円を減額するものなどがございます。

52ページを御覧ください。

55(款)教育費、15(項)小学校費は2,060万2,000円の減額でございます。主なものとして、10(目)学校管理費において、スクールバス運行业務委託料を、事業費確定により1,410万4,000円を減額するものなどがございます。

54ページを御覧ください。

55(款)教育費、25(項)社会教育費は538万5,000円の減額でございますが、そのうち増額する主なものとして、10(目)社会教育総務費において、市史編さん執筆原稿枚数が、当初予定していた原稿枚数より増えたことから、執筆原稿料198万4,000円を増額するものなどがございます。

56ページを御覧ください。

55(款)教育費、30(項)保健体育費は6,070万8,000円の減額でございます。主なものとして、15(目)体育施設費において、牟田体育館等解体事業の事業費確定により4,342万3,000円を減額するものでございます。

60(款)災害復旧費、10(項)農林水産施設災害復旧費は1億665万2,000円の減額でございます。主なものとして、15(目)農業用施設等災害復旧費において、樋島外平地区農道



災害復旧工事の土砂撤去を実施し、県と協議した結果、安定勾配となっていたことなどから、1,107万円を減額するものなどがございます。

57ページを御覧ください。

30（目）漁港施設等災害復旧費において、令和2年7月豪雨により、球磨川等から本市の漁港に漂着した流木等の回収撤去等の事業費確定により、5,438万5,000円を減額するものがございます。

60（款）災害復旧費、15（項）公共土木施設災害復旧費は3,166万5,000円の減額でございます。主なものとしまして、10（目）道路災害復旧費において、市道大作山西河内線の地盤が脆弱であったことなどから、工法を変更する必要があるため、1,000万円増額する一方、災害査定等により事業費が減額したことから、市道永浦樋合1号線1,900万円、市道湯島西線2,000万円を減額するものがございます。

以上が、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第16号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第13号から議案第15号まで3件を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長（坂田 結二君）** よろしくお願いいたします。

議案書46ページをお願いいたします。

議案第13号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について御説明いたします。なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書の59ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ3,439万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を49億4,962万1,000円とするものがございます。

62ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為の補正は、後期高齢者健診委託料の債務負担行為について、限度額を475万6,000円とするものがございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

65ページを御覧ください。

10（款）10（項）国民健康保険税は201万9,000円の減額でございます。主なものとしまして、10（目）一般被保険者国民健康保険税において、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者の国民健康保険税の減免分を減額するものがございます。

25（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は121万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、40（目）国民健康保険災害臨時特例補助金において、新型コロナウイルス感染症

の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対し、災害臨時特例補助金が交付されることから増額するものでございます。

30(款) 県支出金、15(項) 県補助金は200万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして、20(目) 保険給付費等交付金において、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者の国保税減免に対する特別調整交付金の増額と特別調整交付金の一部事業に係る申請額が決定したことにより、200万3,000円を減額するものでございます。

55(款) 繰入金、15(項) 他会計繰入金は3,158万8,000円の減額でございます。主なものとして、10(目) 一般会計繰入金において、法定分一般会計繰入金である保険基盤安定繰入金と財政安定支援繰入金等の額が決定したことから減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

16(款) 国民健康保険事業費納付金、10(項) 医療給付費分は、1,596万円の減額でございます。主なものとして、10(目) 一般被保険者医療給付費分において、熊本県への事業費納付金の額が確定したことから減額するものでございます。

50(款) 諸支出金、10(項) 償還金及び還付加算金は128万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、26(目) 県支出金返納金において、令和元年度保険給付費等交付金の精算額が確定したことから増額するものでございます。

50(款) 諸支出金、30(項) 繰出金は281万1,000円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目) 直営診療施設勘定繰出金において、特別調整交付金の一部事業に係る申請額が確定したことによる上天草総合病院繰出金の減額によるものでございます。

55(款) 10(項) 予備費1,692万2,000円は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書47ページをお願いいたします。

議案第14号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書の67ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ134万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を6,883万6,000円とするものでございます。

70ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為の補正は、僻地医療支援病院医師派遣委託料の債務負担行為について限

度額を72万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

73ページを御覧ください。

20(款) 国庫支出金、10(項) 国庫補助金は187万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目) インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金において、国から新型コロナウイルス感染症に係る補助金が交付されることから増額するものでございます。

25(款) 繰入金、10(項) 一般会計繰入金は321万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目) 一般会計繰入金において、診療特別会計の歳入歳出の予算額の変更により減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

74ページを御覧ください。

10(款) 総務費、10(項) 総務管理費は134万1,000円の減額でございます。主なものとして、10(目) 一般管理費において、医師住宅管理業務委託料の事業費が確定したことから、74万7,000円を減額するものなどでございます。

以上が、令和2年度診療所特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書48ページをお願いいたします。

議案第15号、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。なお、歳入歳出予算のうち主なものを御説明いたしますが、職員給与等の人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書の75ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ5,274万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,062万8,000円とするものでございます。

78ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為の補正は、地域包括ケアシステム保守料のほか10件の債務負担行為について、限度額を3,734万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

81ページを御覧ください。

10(款) 保険料、10(項) 介護保険料は1,367万円の増額でございます。主なものとして、10(目) 第1号被保険者保険料において、第1号被保険者保険料の実績見込みにより、特別徴収保険料1,843万5,000円を増額するものなどでございます。

20(款) 国庫支出金、10(項) 国庫負担金は1,899万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 介護給付費負担金において、介護給付費の見込みに対して1,899万8,000円を増額するものでございます。

20(款) 国庫支出金、15(項) 国庫補助金は163万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、35(目) 地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業におきまして、地域支援事業費の見込額の減額に伴い、地域支援事業交付金362万1,000円を減額するものなどでございます。

25(款) 支払基金交付金、10(項) 支払基金交付金は、1,858万2,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目) 介護給付費交付金において、20(款)と同様の理由により、2,163万7,000円を増額するものなどでございます。

82ページを御覧ください。

30(款) 県支出金、10(項) 県負担金は1,105万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 介護給付費負担金において、20(款)と同様の理由により、1,105万4,000円を増額するものでございます。

30(款) 県支出金、20(項) 県補助金は322万7,000円の減額でございます。主なものとしまして、15(目) 地域支援事業交付金において、20(款)15(項)と同様の理由により181万2,000円を減額するものなどでございます。

45(款) 繰入金、10(項) 一般会計繰入金は469万2,000円の減額でございます。主なものとしまして、15(目) その他一般会計繰入金において、介護保険特別会計の歳入歳出の予算額の変更により1,151万4,000円を減額するものなどでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

83ページを御覧ください。

10(款) 総務費、20(項) 介護認定審査会費は、543万3,000円の減額でございます。主なものとしまして、15(目) 認定調査等費において、主治医意見書作成料の実績見込額が当初予算を下回ったことから、270万5,000円を減額するものなどでございます。

10(款) 総務費、30(項) 計画策定委員会費は105万円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目) 計画策定委員会費において、計画策定業務委託料の実績見込額が当初予算額を下回ったことから減額するものでございます。

84ページを御覧ください。

15(款) 保険給付費、10(項) 介護サービス等諸費は、7,940万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 居宅介護サービス給付費において、居宅介護サービス給付費の実績見込額が当初予算額を上回ったことから、5,313万9,000円を増額するものでございます。20(目) 施設介護サービス諸費において、施設介護サービス給付費の実績見込額が当初見込額を上回ったことから、1,505万円を増額するものでございます。40(目) 居宅介護サービス計画給付費において、居宅介護サービス計画給付費の実績見込額が当初予算額を上回ったことから

468万円を増額するものでございます。60（目）地域密着型介護サービス費において、地域密着型介護サービス費の実績見込額が当初予算額を上回ったことから793万7,000円を増額するものでございます。

15（款）保険給付費、15（項）介護予防サービス等諸費は1,080万8,000円の減額でございます。主なものとしまして、50（目）地域密着型介護予防サービス費において、地域密着型介護予防サービス費の実績見込額が当初予算額を下回ったことから、624万8,000円を減額するものなどでございます。

85ページを御覧ください。

15（款）保険給付費、25（項）高額介護サービス費は566万6,000円を増額でございます。内訳としまして、10（目）高額介護サービス費において、高額介護サービス費の実績見込額が当初予算額を上回ったことから566万6,000円を増額するものでございます。

15（款）保険給付費、30（項）特定入所者介護サービス等費は571万2,000円を増額でございます。内訳としまして、10（目）特定入所者介護サービス費において、特定入所者介護サービス費の実績見込額が当初予算額を上回ったことから増額するものでございます。

45（款）地域支援事業費、10（項）介護予防生活支援サービス事業費は1,130万9,000円の減額でございます。主なものとしまして、10（目）サービス事業費において、総合事業サービス給付費の実績見込額が当初予算額を下回ったことから824万6,000円を減額するものなどでございます。

86ページを御覧ください。

45（款）地域支援事業費、15（項）包括支援事業任意事業費は939万9,000円の減額でございます。主なものとしまして、35（目）包括的支援新規4事業、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携推進事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業におきまして、生活支援コーディネーター委託料の実績見込額が当初予算額を下回ったことから369万円を減額するものなどでございます。

以上が、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第16号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書49ページをお願いいたします。

議案第16号、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

別冊予算書の88ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,016万3,000円とするものでございます。

91ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為の補正は、斎場予約システム保守料の債務負担行為について、限度額を33万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

94ページを御覧ください。

15(款)財産収入、10(項)財産運用収入は1万円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目)利子及び配当金において、最長基金利子の利率の減により減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

95ページを御覧ください。

10(款)総務費、10(項)総務管理費は12万1,000円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目)一般管理費において、リーフレット作成委託料の事業費が確定したことから減額するものでございます。

25(款)諸支出金、10(項)基金費は1万円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目)斎場基金費において、斎場基金利子の利率の減により減額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長(園田 一博君)** 次に、議案第17号を、経済振興部長。

**○経済振興部長(山本 一洋君)** 議案書50ページをお願いいたします。

議案第17号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書の96ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額をそれぞれ237万円減額し、歳入歳出の予算の総額を7,031万8,000円とするものでございます。

99ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為の補正は、夜間警備委託料の債務負担行為について、限度額を15万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

102ページを御覧ください。

10(款)10(項)事業収入1,702万1,000円の減額でございます。内訳といたしまして、1

0（目）事業収入において、新型コロナウイルス感染症拡大により入館者が減少したことから、入館料を減額するものでございます。

35（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金は1,493万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）一般会計繰入金において、主に入館料の減少に伴う財源不足を一般会計から補填するものでございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

103ページを御覧ください。

10（款）総務費、10（項）総務管理費237万円の減額でございます。主なものとしましては、10（目）一般管理費において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、天草四郎の生誕地イメージ発信業務の一部である上天草市をイメージするシンポジウム開催業務委託料については、開催が困難であるとし、中止したことにより220万円を減額するものなどございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるためには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第18号を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長（坂田 結二君）** よろしく願いいたします。

議案書51ページをお願いいたします。

議案第18号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

別冊予算書の104ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ158万円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億2,825万3,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

109ページを御覧ください。

10（款）10（項）後期高齢者医療保険料は247万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、特別徴収保険料の収納見込額の増により、622万7,000円を増額する一方、普通徴収保険料の収納見込額の減により375万2,000円を減額するものでございます。

25（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金は、89万5,000円の減額でございます。内訳といたしまして、15（目）保険基盤安定繰入金において、保険基盤安定負担金が確定したことから、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

110ページを御覧ください。

15（款）10（項）後期高齢者医療広域連合納付金は158万円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）後期高齢者医療広域連合納付金において、保険料収納見込額の増によ

り247万5,000円を増額する一方、保険基盤安定負担金が確定したことから89万5,000円を減額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第19号を、総務部長。

**○総務部長（宇藤 竜一君）** よろしくお願いいたします。

議案書52ページをお願いいたします。

議案第19号、令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

別冊予算書の111ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額に増減はなく、歳出予算のみを補正するものでございます。

116ページを御覧ください。

10（款）総務費、10（項）総務管理費は55万4,000円の減額でございます。内訳といたしまして、10（目）総務一般管理費において、これは、令和元年度分の消費税確定申告額が、中間申告必要額を下回ったことから、令和2年度分の中間申告が不要になったことにより減額するものでございます。

50（款）予備費、10（項）予備費は55万4,000円の増額でございます。こちらは、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第20号を、水道局長。

**○水道局長（桑原 成明君）** よろしくお願いいたします。

議案書53ページをお願いいたします。

議案第20号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入予定額は、2（項）営業外収益を268万6,000円減額し、10億1,180万7,000円とするものでございます。支出予定額は、4（項）予備費268万6,000円を減額し、10億1,180万7,000円と



するものでございます。

詳細につきまして御説明いたします。予算書3ページ及び4ページを御覧ください。

収入につきましては、第1(款)水道事業収益、第2(項)営業外収益、2(目)他会計補助金268万6,000円の減額は、新型コロナウイルス拡大の影響による離職者等の救済措置として、離職者等を会計年度任用職員として採用するための予算を計上しましたが、令和3年1月時点において、採用者がなかったことから、不用額を減額するものでございます。

支出につきましては、予算書5ページから8ページを御覧ください。

1(款)水道事業費用、4(項)予備費、1(目)予備費268万6,000円の減額は、予算調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第5号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算書に定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長(園田 一博君)** 次に、議案第21号を、建設部長。

**○建設部長(小西 裕彰君)** よろしく申し上げます。

議案書54ページをお願いいたします。

議案第21号、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度上天草市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の予定額を769万1,000円減額し、3億1,033万5,000円、支出の予定額を2,979万3,000円減額し、2億5,812万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算書4ページを御覧ください。

1(款)下水道事業収益、1(項)営業収益、1(目)下水道使用料において、336万4,000円を増額、2(項)営業外収益、4(目)長期前受金戻入れにおいて1,105万5,000円を減額し、合計で769万1,000円の減額を計上するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

1(款)下水道事業費、1(項)営業費用、3(目)処理場費において、488万8,000円の減、4(目)総係費において、39万6,000円の減、5(目)減価償却費において、2,350万9,000円の減、合計で2,979万3,000円の減額を計上するものでございます。

戻りまして、予算書2ページをお願いいたします。

第3条、予算第4条の本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,015万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額401万円、当年度分損益勘定留保資金7,331万4,000円、当年度未処理利益剰余金処分額5,282万7,000円で補填するものとす

るに改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の予定額を7,937万円減額し、1億456万6,000円、支出の予定額を6,509万2,000円減額し、2億3,471万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、予算書の6ページを御覧ください。

1（款）資本的収入、1（項）分担金及び負担金、1（目）分担金において、100万円の増。  
2（項）国庫補助金、1（目）国庫補助金において、4,287万円の減。3（項）企業費、1（目）建設改良費において3,750万円の減。合計で7,937万円の減額を計上するものでございます。  
続きまして、7ページをお願いいたします。

1（款）資本的支出、1（項）建設改良費、1（目）管路施設建設改良費において、1,389万2,000円の減。2（目）処理場施設建設改良費において、5,120万円の減、合計で6,509万2,000円の減額を計上するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第22号を、病院事務部長。

**○病院事務部長（森 千壽君）** よろしくお願いいたします。

議案書55ページをお願いいたします。

議案第22号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算（第4条）本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,614万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額887万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,726万9,000円で補填するものとするに改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

詳細につきましては、2ページを御覧ください。

収入につきまして御説明いたします。

1（款）資本的収入、2（項）補助金、1（目）補助金2,906万1,000円の増額は、オンライン資格確認システム導入に対する補助金184万6,000円、熊本県新型コロナウイルス感染症を疑う患者を受け入れるための救急周産期小児医療体制確保事業補助金2,721万5,000円を計上するものでございます。

支出につきまして御説明いたします。

1（款）資本的支出、1（項）建設改良費、1（目）病院整備費2,551万4,000円の増額は、先ほど御説明いたしましたオンライン資格確認システム及び無線ネットワークの構築ほか、個人用

多用途透析装置の購入に伴うものでございます。

以上が、令和2年度上天草市立上天草総合病院会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午後12時00分

---

再開 午後 1時00分

**○議長（園田 一博君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第23号を、総務部長。

**○総務部長（宇藤 竜一君）** よろしく願いいたします。

議案書56ページをお願いいたします。

議案第23号、令和3年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ178億273万5,000円と定めるものでございます。

6ページを御覧ください。

第2表の地方債については、起債の限度額の総額を18億8,404万8,000円とし、利率、借入れ先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

8ページを御覧ください。

10（款）市税は22億831万3,000円で、前年度比1億3,429万5,000円の減額でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響による市民税の減収等を見込んで減額するものでございます。

25（款）地方消費税交付金は、6億1,236万7,000円で、前年度比4,678万4,000円の減額でございます。こちらは、消費税率引上げに伴う増額分や、過去の決算額等をもとに算出した金額を計上しております。

41（款）地方特例交付金は4,795万2,000円で、前年度比4,180万9,000円の増額でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の減免見込額に対する同ウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増によるものでございます。

45(款) 地方交付税は、69億8,500万円で、前年度比4億3,000万円の減額でございます。こちらは、令和2年度に実施した国勢調査の結果による人口減少等を踏まえて算出した金額を計上しております。

65(款) 国庫支出金は19億9,192万6,000円で、野釜大橋補修工事等に伴う道路メンテナンス事業補助金の増などにより、前年度比8,354万5,000円の増額でございます。

70(款) 県支出金は、14億539万4,000円で、介護施設等における簡易陰圧装置及び換気設備等の設置に係る介護基盤緊急整備特別対策補助金の増などにより、前年度比1,839万8,000円の増額でございます。

80(款) 寄附金は、7億150万円で、ふるさと応援寄附金の増などにより、前年度比1億100万円の増額でございます。

85(款) 繰入金は、14億2,759万7,000円で、前年度比4億1,928万7,000円の増額でございます。こちらは、財政調整基金繰入金等の増額によるものでございます。

99(款) 市債は、18億8,404万8,000円で、前年度比4億2,368万9,000円の減額でございます。主な要因といたしまして、大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修事業の減によるものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

9ページを御覧ください。

10(款) 議会費は、1億5,080万5,000円で、前年度比185万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、議会中継放送運營業務委託料116万6,000円などを計上しております。

15(款) 総務費は19億8,117万9,000円で、前年度比1億9,131万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、行政区長業務委託料5,712万3,000円、阿村開発センター解体工事7,761万円、衆議院議員選挙費2,158万3,000円などを計上しております。

20(款) 民生費は55億9,781万6,000円で、前年度比5,632万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、介護給付費など8億3,850万3,000円、私立保育園等施設型給付費9億9,478万9,000円、児童手当3億1,772万円などを計上しております。

25(款) 衛生費は16億68万4,000円で、前年度比9,681万1,000円の減額でございます。主なものといたしまして、公的病院等運営費補助金9,371万3,000円、一般廃棄物収集運搬業務委託料1億760万7,000円、天草広域連合衛生費負担金3億2,883万円を計上しております。

35(款) 農林水産業費は8億9,688万2,000円で、前年度比7,632万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、強い農業担い手作り総合支援交付金事業9,196万5,000円、牟田漁港1号防波堤機能保全工事8,700万円、鷺ノ浦漁港2号防波堤機能保全工事5,350万円などを計上しております。

40(款) 商工費は7億8,198万5,000円で、前年度比3億8,383万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、ふるさと納税事務事業3億6,787万円、資金繰り支援に係る保証料及び利子補給補助金4,217万8,000円、天草四郎観光協会補助金3,368万5,000円などを計上しております。

す。

45(款) 土木費は11億4,211万5,000円で、前年度比5,608万円の増額でございます。主なものといたしまして、野釜大橋補修工事1億円、市道舗装工事3,000万円、通学路等交通安全対策工事3,400万円などを計上しております。

50(款) 消防費は6億5,564万4,000円で、前年度比305万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、天草広域連合消防費負担金4億7,320万6,000円、消防小型ポンプ付積載車3,307万8,000円、排水機器等設置管理業務委託料979万2,000円などを計上しております。

55(款) 教育費は18億4,718万7,000円で、前年度比7億5,109万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、教員住宅解体事業3,619万円、上小学校教室棟改築工事3億2,000万円、松島総合運動公園子供広場改修工事6,250万円などを計上しております。

60(款) 災害復旧費は50万2,000円で、前年度比1,125万2,000円の減額でございます。

65(款) 公債費は23億8,900万4,000円で、地方債元利償還金の増により、前年度比1億2,096万2,000円の増額でございます。

70(款) 諸支出金は7億2,892万9,000円で、前年度比9,728万3,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、ふるさと応援基金積立金寄附金分7億円の計上によるものでございます。

以上が、一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第24号から議案第26号まで3件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(坂田 結二君) よろしくお願いいたします。

議案書57ページをお願いいたします。

議案第24号、令和3年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について御説明いたします。

別冊予算書の162ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を44億1,786万1,000円と定めるものでございます。歳入の主なものについて御説明いたします。

167ページを御覧ください。

10(款) 国民健康保険税は6億837万3,000円で、前年度比3,540万3,000円の減額でございます。こちらは、被保険者数の減少に伴う保険税総額の減少及び滞納繰越分の減少を見込んで減額するものでございます。

30(款) 県支出金34億7,515万8,000円は、前年度比7,478万8,000円の増額でございます。こちらは、保険給付費の支出額の増加を見込んで増額するものでございます。

55(款)繰入金は3億990万円で、前年度比682万円の減額でございます。こちらは、財政安定支援繰入金の支出額の減少を見込んで減額するものでございます。

65(款)諸収入は2,407万4,000円で、前年度比910万2,000円の増額でございます。こちらは、第三者納付金の収入額の増加を見込んで増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

168ページを御覧ください。

10(款)総務費は5,599万円で、前年度比4,526万4,000円の増額でございます。こちらは、熊本県内において共同で国保業務を処理する市町村事務処理システムを導入するための委託料及び負担金の増額によるものでございます。

15(款)保険給付費は32億9,676万5,000円で、前年度比3,031万6,000円の増額でございます。こちらは、先進医療や高額新薬などの影響から、1人当たりの医療費は増加傾向にあるため増額するものでございます。

16(款)国民健康保険事業費納付金は9億7,136万5,000円で、前年度比3,507万8,000円の減額でございます。こちらは、熊本県へ納付する事業費納付金の算定において、県全体の前期高齢者交付金の増額により事業納付金額の減少が見込まれるためでございます。

35(款)保健事業費は6,133万1,000円で、前年度比381万3,000円の増額でございます。こちらは、特定健診未受診者対策事業費等の増額によるものでございます。

50(款)諸支出金は1,227万5,000円で、前年度比703万5,000円の減額でございます。こちらは、上天草総合病院繰出金の減額によるものでございます。

以上が、令和3年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書58ページをお願いいたします。

議案第25号、令和3年度上天草市診療所特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の182ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を6,072万8,000円と定めるものでございます。歳入の主なものについて御説明いたします。

186ページを御覧ください。

10(款)事業収入は3,133万1,000円で、前年度比38万8,000円の増額でございます。こちらは、収益事業収入の増加によるものでございます。

21(款)県支出金は529万7,000円で、前年度比213万1,000円の増額でございます。こちらは、僻地診療所運営費補助金の増加等によるものでございます。

25(款)繰入金は2,291万3,000円で、前年度比368万6,000円の減額でございます。こちらは、

診療所特別会計における財源不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

187ページを御覧ください。

10（款）総務費は5,933万2,000円で、前年度比145万9,000円の減額でございます。こちらは、職員の人件費及び診療所の維持管理経費等で3,813万円、医師の医療研修旅費等111万5,000円、医薬材料費及び歯科診療業務委託料等で2,008万7,000円を計上しているところでございます。

191ページを御覧ください。

15（款）公債費は119万6,000円で、前年度比17万の減額でございます。こちらは、施設設備整備事業に係る地方債の元利償還金を計上しているところでございます。

以上が、令和3年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書59ページをお願いいたします。

議案第26号、令和3年度上天草市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の197ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,134万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

201ページを御覧ください。

10（款）保険料は6億3,770万8,000円で、前年度比4,060万4,000円の増額でございます。こちらは、第1号被保険者保険料の見込みに対して、特別徴収保険料5億2,786万1,000円を計上するものなどでございます。

20（款）国庫支出金は10億9,263万3,000円で、前年度比7,114万3,000円の増額でございます。こちらは、介護給付費の見込みに対して、国の負担分となる介護給付費負担金6億7,733万6,000円を計上するものなどでございます。

25（款）支払基金交付金は、10億5,451万9,000円で、前年度比6,368万4,000円の増額でございます。こちらは、20（款）と同様の理由により、支払基金の負担となる介護給付費10億2,123万5,000円を計上するものなどでございます。

30（款）県支出金5億8,463万2,000円で、前年度比3,411万9,000円の増額でございます。こちらは、20（款）と同様の理由により、県の負担となる介護給付費5億5,192万7,000円を計上するものなどでございます。

45（款）繰入金は6億7,687万6,000円で、前年度比1,847万3,000円の増額でございます。こちらは、20（款）と同様の理由により、市の負担となる介護給付費繰入金4億7,279万4,000円

を計上するものなどでございます。

60(款) 諸収入は2,473万3,000円で、前年度比43万6,000円の減額でございます。こちらは、予防給付または総合事業のケアプラン作成料として2,457万4,000円を計上するものなどでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

202ページを御覧ください。

10(款) 総務費は7,250万1,000円で、前年度比152万8,000円の減額でございます。こちらは、介護保険の認定審査業務に係る天草広域連合への負担金1,029万円、認定調査等費において、主治医意見書作成料1,003万2,000円、地域支援事業の総合事業における介護予防プラン作成委託料193万4,000円などを計上しているところでございます。

15(款) 保険給付費は37億8,235万4,000円で、前年度比2億4,137万5,000円の増額でございます。こちらは、居宅介護サービスに係る給付費10億6,363万3,000円、施設介護サービスに係る給付費14億1,047万6,000円、施設サービス利用などに当たり限度額を超えた食費等の補足給付となる特定入所者介護サービス費1億7,218万9,000円などを計上しているところでございます。

35(款) 諸支出金は264万1,000円で、前年度比10万円の増額でございます。こちらは、過年度に係る介護保険料の過誤納金について還付する介護保険料還付金260万円などを計上しているところでございます。

45(款) 地域支援事業費は2億1,312万7,000円で、前年度比785万9,000円の減額でございます。こちらは、通所型サービスや訪問型サービスの給付費に当たる総合事業サービス給付費1億891万5,000円、離島高齢者見守り事業や緊急通報装置を活用した在宅高齢者安心生活支援事業などの委託料1,083万4,000円、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員を配置しての事業委託料2,388万6,000円などを計上しているところでございます。

以上が、令和3年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長(園田 一博君)** 次に、議案第27号を、市民生活部長。

**○市民生活部長(水野 博之君)** よろしくお願いいたします。

議案書60ページをお願いいたします。

議案第27号、令和3年度上天草市斎場特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の221ページを御覧ください。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,947万円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

225ページを御覧ください。



10（款）使用料及び手数料は860万3,000円で、前年度比5万6,000円の減額でございます。こちらは、昨年度の実績をもとに、斎場使用料を計上するものでございます。

15（款）財産収入は2,000円で、前年度比1万1,000円の減額でございます。こちらは、斎場基金利子を計上するものでございます。

20（款）繰入金は3,080万5,000円で、前年度比2,363万2,000円の増額でございます。こちらは、一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

30（款）諸収入は6万円で、前年度比10万1,000円の減額でございます。こちらは、携帯アンテナ土地使用料及び自動販売機電気使用料などを計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

226ページを御覧ください。

10（款）総務費は2,150万7,000円で、前年度比687万4,000円の増額でございます。こちらは、斎場の安定した運営管理を図るための斎場管理業務委託料1,485万円、火葬予約管理システム保守委託料33万円などを計上しているところでございます。

15（款）公債費は1,766万円で、前年度比1,666万1,000円の増額でございます。こちらは、斎場特別会計において、借入れた地方債の元金及び利子の償還金を計上しているところでございます。

以上が、令和3年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第28号を、経済振興部長。

**○経済振興部長（山本 一洋君）** 議案書の61ページをお願いいたします。

議案第28号、令和3年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算について御説明いたします。

予算書の231ページを御覧ください。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,792万6,000円と定めるものでございます。

234ページを御覧ください。

第2表の地方債については、起債の限度額の総額を2,280万円とし、利率、借入先、償還方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

236ページを御覧ください。

10（款）事業収入は1,866万3,000円で、前年度比621万3,000円の減額でございます。こちらは、入館料を計上するものでございます。

35(項)繰入金は573万4,000円で、前年度比4,012万8,000円の減額でございます。こちらは、一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

40(款)市債は2,280万円で、前年度比2,280万円の増額でございます。こちらは、浄化槽更新に係る合併特例債2,280万円を計上するものでございます。

次に、支出の主なものについて御説明いたします。

237ページを御覧ください。

10(款)総務費2,382万1,000円で、前年度比738万7,000円の減額でございます。こちらは、光熱水費356万8,000円などの需用費を472万6,000円、観光展示業務委託料171万3,000円、その他の委託料347万3,000円を計上しているところでございます。

15(款)施設費は2,410万5,000円で、1,621万円の減額でございます。こちらは、劣化等による破損箇所が複数発生しています浄化槽を更新するため、浄化槽更新工事監理委託料110万5,000円、工事費2,300万円を計上しているところでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

**○議長(園田 一博君)** 次に、議案第29号を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長(坂田 結二君)** よろしくお願いたします。

議案書62ページをお願いたします。

議案第29号、令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の244ページをお願いたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,720万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

248ページを御覧ください。

10(款)後期高齢者医療保険料は2億7,625万1,000円で、前年度比1,470万1,000円の増額でございます。こちらは、被保険者数の増加に伴うもので、熊本県後期高齢者医療広域連合の保険料負担金の算出によるものでございます。

25(款)繰入金は1億5,794万8,000円で、前年度比192万3,000円の増額でございます。こちらは、保険基盤安定繰入金の増額によるものでございます。

35(款)諸収入は290万4,000円で、前年度比20万4,000円の増額でございます。こちらは、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出による過年度過誤納納付保険料還付金の増額によるものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

249ページを御覧ください。

15（款）後期高齢者医療広域連合納付金は4億2,710万9,000円で、前年度比1,732万2,000円の増額でございます。こちらは、熊本県後期高齢者医療広域連合の納付金の算出による保険料等負担金と保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

20（款）保健事業費は375万円で、前年度比33万4,000円の減額でございます。こちらは、健康ポイント事業の減額によるものでございます。

以上が、令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第30号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いいたします。

議案書63ページをお願いいたします。

議案第30号、令和3年度上天草市電気事業特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の253ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,749万4,000円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

257ページを御覧ください。

10（款）事業収入は4,749万4,000円で、前年度比24万4,000円の減額でございます。こちらは、売電収入を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

258ページを御覧ください。

10（款）総務費は4,040万5,000円で、前年度比339万7,000円の減額でございます。こちらは、光熱水費システム更新等手数料リース料及び消費税として計上するものでございます。

50（款）予備費は708万9,000円で、前年度比315万3,000円の増額でございます。

以上が、令和3年度上天草市電気事業特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第31号を、水道局長。

○水道局長（桑原 成明君） よろしくお願ひします。

議案書64ページをお願いいたします。

議案第31号、令和3年度上天草市水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

令和3年度上天草市水道事業会計の予算について御説明いたします。第2条は、業務の予定量について定めるものでございます。給水件数1万1,514件、年間総給水量230万7,409立方メートル、1日平均給水量6,304立方メートルでございます。

主な建設改良事業は、中央配水池構築工事1億9,000万円、松島合津地区老朽管布設替工事3,200万円、龍ヶ岳町大道地区老朽管布設替工事2,200万円を予定しております。第3条は、収益的収入及び支出の予定を定めるものでございます。収入第1(款)水道事業収益は10億267万8,000円、内訳については、記載のとおりでございます。支出第1(款)水道事業費用は10億267万8,000円で、内訳については記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定を定めるものでございます。収入第1(款)資本的収入は2億3,471万6,000円で、内訳については、記載のとおりでございます。支出第1(款)資本的支出は7億2,176万2,000円で、内訳については記載のとおりでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億8,704万6,000円は、過年度損益勘定留保資金4億5,894万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,810万1,000円で補填するものでございます。第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。限度額については、8,472万円と定めるものでございます。第6条は、起債の目的、限度区、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。起債の限度額については、1億7,080万円と定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

7条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用、企業債償還金及び過疎債償還金の間の流用と定めるものでございます。第9条は、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費については、職員給与費1億793万8,000円、交際費1万円と定めるものでございます。第10条は、水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額を1億4,576万3,000円と定めるものでございます。11条は、棚卸資産の購入限度額を1,500万円と定めるものでございます。

収益的収入の主なものについて御説明いたします。

4ページを御覧ください。

第1(款)水道事業収益、第1(項)営業収益8億578万1,000円は、主に水道使用料を計上するものでございます。第2(項)営業外収益1億9,689万7,000円は、一般会計補助金新規水道加入金長期前受金戻入れなどでございます。

次に、収益的支出の主なものについて説明いたします。

6ページを御覧ください。

1(款)水道事業費用、1(項)営業費用は9億136万8,000円でございます。内訳としまして、

1（目）原水及び浄水費4億1,214万4,000円、2（目）配水及び給水費9,956万6,000円。

7ページを御覧ください。

4（目）総係費1億46万2,000円。

8ページを御覧ください。

5（目）湯島地区水道費713万3,000円。6（目）減価償却費2億8,006万2,000円。7（目）資産減耗費200万円を計上するものでございます。

9ページを御覧ください。

2（項）営業外費用は6,191万1,000円で、企業債等の償還利息及び消費税及び地方消費税見込額を計上するものでございます。

10ページを御覧ください。

資本的収入の主なものについて御説明いたします。

第1（款）資本的収入、第1（項）企業債は、企業債借入金1億7,380万円、3（項）補助金、1（目）国庫補助金は、国庫補助事業に伴う国庫補助金6,091万6,000円を計上するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

資本的支出の主なものについて説明いたします。

1（款）資本的支出、1（項）建設改良費、1（目）建設改良費は3億905万2,000円でございます。内訳としまして、委託料2,000万、工事請負費2億7,400万円を計上するものでございます。2（目）営業設備費1,505万2,000円は、個別量水器定期取替えに伴う購入費及び送水ポンプ取替え等を計上するものでございます。2（項）企業債償還金は2億6,053万9,000円、3（項）過疎債償還金は217万1,000円、5（項）投資有価証券1億円、6（項）予備費5,000万円を計上するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第32号を、建設部長。

**○建設部長（小西 裕彰君）** よろしく申し上げます。

議案書65ページをお願いいたします。

議案第32号、令和3年度上天草市下水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度上天草市下水道事業会計の予算を次のとおり定めます。第2条、業務の予定量は、処理戸数1,526件、年間総処理水量57万5,187立方メートル、1日平均処理水量1,575立方メートル、主要な建設改良事業は、管路施設建設改良費2,414万円、処理場

施設建設改良費960万円を予定しております。第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。収入第1（款）下水道事業収益3億368万1,000円の内訳は記載のとおりでございます。支出第1（款）下水道事業費用2億5,894万8,000円の内訳は記載のとおりです。

次に、2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。収入第1（款）資本的収入9,970万7,000円の内訳は記載のとおりです。支出第1（款）資本的支出2億1,775万4,000円の内訳は記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,804万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額333万9,000円、当年度分損益勘定留保資金7,331万4,000円、繰越利益剰余金処分量4,139万4,000円で補填するものとします。第5条、地方債につきましては、今年度の限度額を6,350万円としております。なお、起債の目的、方法、利率及び償還方法については、予算書に記載のとおりです。第6条、一時借入金の限度額を2億円と定めます。

3ページをお願いいたします。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定めます。第8条、職員給与費1,618万3,000円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものと定めます。第9条、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額は1億8,726万2,000円です。第10条、繰越利益剰余金のうち、4,139万4,000円を、資本的収支総額に対する補填財源として処分することを定めます。

以上が、令和3年度上天草市下水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第33号を、病院事務部長。

**○病院事務部長（森 千壽君）** よろしくをお願いいたします。

議案書66ページをお願いいたします。

議案第33号、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算について御説明いたします。別冊予算書1ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は、次に定めるものでございます。第2条、業務の予定量といたしましては、病院では、病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数は、入院では、6万225人で、病床利用率84.6%を予定しております。外来では、医科で11万1,320人、歯科で3,146人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院は165人、外来では、医科で460人、歯科で13人を予定しております。

主な建設改良工事といたしましては、施設整備費及び器械及び備品購入費として3億2,860万4,000円を予定しております。内訳は、電子カルテシステムほか9件の医療機器入替え等によるものでございます。

附帯施設の業務予定量といたしましては、看護学校につきましては、学生数の定員が1学年40人で合計120人でございます。

健康管理センターにつきましては、特定健診受診者数1万7,499人、人間ドック数65人、事業所健診等受診者数1,429人を予定しております。

訪問看護ステーションにつきましては、医療訪問件数576人、介護訪問件数2,465人の合計3,041人を予定しております。

介護老人保健施設につきましては、入所者数1万7,337人、1日平均47.5人、利用率に換算しますと、95%を予定しております。

居宅介護支援センターにつきましては、介護予防計画数744件を予定しております。

教良木診療所につきましては、外来患者数2,178人、1日平均9人を予定しております。

2ページを御覧ください。

第3条、収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入につきましては、第1(款)病院事業収益38億688万6,000円を予定しております、前年度と比較しまして、5,415万9,000円の増額となっております。内訳は、第1項から第10項までの記載のとおりでございますので、御覧いただきますようお願いいたします。

支出でございます。1(款)病院事業費用38億688万6,000円を予定しております、前年度と比較しまして、5,415万9,000円の増額となっております。内訳は、1項から11項までの記載のとおりでございますので、御覧いただきますようお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出について御説明いたします。収入につきましては、1(款)資本的収入3億7,796万3,000円を予定しております、前年度と比較しまして、1億6,610万6,000円の増額となっております。内訳といたしまして、1(項)企業債3億2,480万円、前年度と比較いたしまして、2億7,380万円の増額となっております。2(項)補助金0円、前年度と比較しまして、715万円の減額となっております。3(項)出資金5,306万3,000円、前年度と比較しまして、1億54万4,000円の減額となっております。4(項)固定資産売却代金10万円、前年度と同額でございます。

次に、支出でございます。

1(款)資本的支出5億466万1,000円を予定しております、前年度と比較しまして、1億2,929万9,000円の増額となっております。内訳といたしまして、1(項)建設改良費3億2,860万4,000円、前年度と比較しまして、2億6,904万5,000円の増額となっております。2(項)企業債償還金1億6,885万7,000円、前年度と比較しまして、1億3,974万6,000円の減額となっております。3(項)投資720万円、看護師確保のため、看護学生への修学資金の貸付金としており、前年同

額となっております。したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,669万8,000円は、当年度消費税資本的収支調整額3,041万9,000円、当年度損益勘定留保資金9,627万9,000円での補填を見込んでおります。

4 ページを御覧ください。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。限度額は3億2,480万円と定めております。第6条は、一時借入金の限度額を8億円と定めるものでございます。前年度と同額でございます。第7条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。第8条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することの出来ない経費といたしまして、給与費25億3,752万2,000円、交際費90万円を計上させていただいております。第9条は、一般会計からの負担金及び補助金の総額2億6,781万2,000円を計上しております。第10条、棚卸資産の購入限度額は2億8,358万円と定めております。次ページ以降、付属書類及び参考書類を添付しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

以上が、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく御願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第34号を、建設部長。

**○建設部長（小西 裕彰君）** よろしく御願いいたします。

議案書67ページをお願いいたします。あわせて議案説明資料77ページをお願いいたします。

議案第34号、市道路線の認定について御説明いたします。

提案理由といたしましては、熊本県が、龍ヶ岳町大道地区望薩峠において実施している一般国道266号の道路改良工事に伴い生じる旧道区間について、新たに市道として路線を認定し、熊本県から旧道区間を引き継ぐものであります。認定路線の路線名は、市道境目線としております。当該路線については、上天草市市道路線の認定及び廃止に関する要綱に規定する路線の認定条件を全て満たしており、市道として管理することが適当であると判断したため、先に熊本県との間で旧道引継ぎに関する覚書を取り交わしたものです。

市道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしく御願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第35号を、総務部長。

**○総務部長（宇藤 竜一君）** よろしく御願いいたします。

議案書68ページをお願いいたします。

議案第35号、財産の取得について御説明いたします。



この議案は、新型コロナウイルス感染防止対策として、テレワークを実施するに当たり、テレワーク環境を整備するため財産を取得するものでございます。取得する財産は、物品であるタブレット型パソコン300台でございます。取得の相手方は、熊本市南区幸田1丁目6番27号、株式会社K I Sで、取得金額は4,224万円でございます。

提案の理由といたしましては、財産を取得するには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

---

日程第38 報告第1号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

○議長（園田 一博君） 次に、日程第38、報告第1号を行います。

執行部から報告内容の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山下 正君） よろしくお願いいたします。

議案書69ページをお願いいたします。あわせて説明資料の79ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告について御説明いたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第2号につきましては、令和2年第4回上天草市議会定例会において議決され、令和3年第1回上天草市議会臨時会において変更について議決された大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修工事（その1）請負契約のうち、契約金額3億470万円を719万465円増額し、3億1,189万465円に変更したものでございます。変更の主な内容につきましては、工事発生道搬出先の立木の伐採、盛土及び排水溝の整備、グラウンド内の排水設備の清掃等の必要が生じ、経費が増加したことによるものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、報告は終わりました。以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日18日から25日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は2月26日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。なお、質疑をされる方は、18日の正午までに通告書の提出をお願いします。また、一般質問をされる方は、19日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時55分